

# 特区における清酒の製造体験のための酒税法の特例措置

## 特区の目的・概要・イメージ図

担当：内閣府 地方創生事務局  
法案：令和元年12月国会で成立

### 目的

- 清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特別区域内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。
- 清酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っていることから、清酒の製造体験の実施を通じて、地域のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化を進める。

### 制度概要

地方公共団体が、特区内に所在する当該区域の魅力の増進に資する施設において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、既存の製造場を有する認定計画特定清酒製造者が、既存の製造場の所在地の所轄税務署長に申請し、その承認を受けた場合に、当該施設内に設けた清酒の製造体験事業を実施しようとする製造場と既存の製造場を一の清酒の製造場としてみなすことができるもの。

